

○水道メーター・ガスメーター（都市ガス、石油ガス）

水道メーターやガスメーターは、みなさんのご自宅に設置されている比較的身近な特定計量器です。水道事業者やガス事業者は、各メーターの数値を確認して毎月の使用料金の請求に利用しています。

計量法では有効期限内（水道メーターは8年、ガスメーターは10年または7年）のものでなければ、取引や証明に使用してはならないと定めています。各事業者はメーターの有効期限が経過する前に新しいメーターに交換する対応を取っています。

仙台市では、本市水道局及び本市ガス局の各メーター管理状況のチェックやLPガス販売業者のメーター管理状況チェック、市内一般家庭に立ち入って設置メーターの有効期限と証印の有無を目視で検査しています。不備があった場合は、設置事業者に口頭または書面で通知し、翌年度に再度現地確認することとしています。

立入検査の実施状況

【メーター管理台帳検査】

	水道メーター		石油（LP）ガスメーター		都市ガスメーター	
	調査個数	不合格数	調査個数	不合格数	調査個数	不合格数
令和2年度	3,499	0	24,746	0	2,039	0
令和3年度	3,680	1	4,414	0	1,741	0
令和4年度	2,295	7	3,617	0	929	0

【住居立入検査】

	水道メーター		石油（LP）ガスメーター		都市ガスメーター	
	調査個数	不合格数	調査個数	不合格数	調査個数	不合格数
令和2年度	1,001	0	694	0	301	0
令和3年度	1,287	35	942	0	284	0
令和4年度	1,141	0	826	0	248	0

